

# 平成30年度 権利擁護セミナー ～研修を終えて～

## 「行動障がいの理解と予防」

札幌市自閉症者自立支援センターゆい 佐藤 寛志 所長

### 1 支援が難しいと感じる方たち

- 1) 生きづらさを多く抱えている人たち
- 2) 自身では超えられない問題を抱えている

### 2 支援者として

- 1) 人として当たり前の権利を保障
- 2) その人の生きづらさを知るための努力
- 3) 苦しさの表現が不適応行動として現れているという認識
- 4) 具体的な支援の方策

北海道知的障がい福祉協会 主催

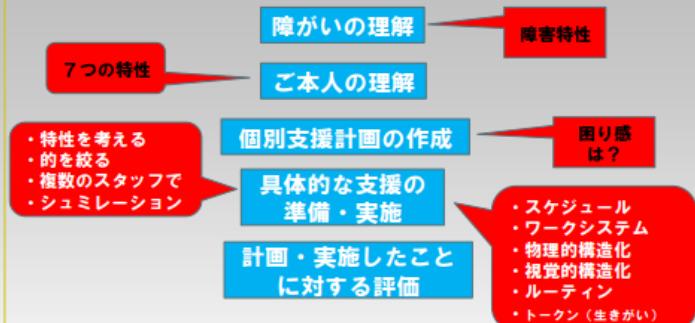
平成30年度障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成講座3日日程のうちの1日

- 「行動障がいの理解と予防」
- 「権利擁護と意思決定支援を考える」
- 「怒りの芽は早く摘み取る」

### の3講演

#### 障がい者の権利条約（2006年国連総会にて採択）

締約国は、障がい者が、差別なしに、かつ、他の物と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このために、締約国は、合理的配慮が障がい者に提供されることを確保する



## 「権利擁護と意思決定支援を考える」

筑波大 人間系障がい福祉分野 小澤 溫 教授

### 1) 障害者権利条約第12条と意思決定支援

#### ・障害者権利条約第12条

締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に、人として認められる権利を有することを再確認する。

締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認めている。

締約国は、障害者がその法的能力の腰にあたって必要とする支援を利用することができるようにするための適切な措置をとる。

### 第12条の意義

- ・支援を受けた意思決定の重視
- ・これまでの代行に対する批判
- ・我が国の代行決定を重視した成年後見制度の在り方の見直しにもつながっていく。
- ・ただし、第12条は法的能力への言及であって、日常的な生活の能力まで言及しているのか微妙なところである。

### 2) 意思決定支援ガイドラインの考え方

・自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援。

・本人の意思の確認や選好を推定することが困難な場合は最後の手段として本人の最善の利益を検討するための職員による支援行為。

### 3) 意思決定支援ガイドラインにおける支援の基本原則

- ・自己決定（意思決定）の尊重
- ・職員の価値観では不合理でも他者への権利を侵害しないのであれば、その選択の尊重
- ・リスク管理のための体制作り
- ・自己決定、意思確認が困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報をもとに選好および意思を推定

#### 4) 意思決定支援ガイドラインにおける最善の利益の判断

- ・メリット（本人にとっての利益）、デメリット（本人にとっての不利益）の検討
- ・相反する選択肢の両立
- ・自由の制限の最小化

#### 5) 日本知的障害福祉協会による意思決定支援の定義

##### ・意思形成支援

障害者本人の意思が形成されるための情報提供、体験の機会の提供

##### ・意思表出支援

言葉だけではなく様々な形で表出される意思を汲み取る

・生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限反映され、保護の客体から権利の主体への転換をはかる支援

#### 6) 実例として

- ・北九州市育成会の調査研究
- 1) 説得的コミュニケーション
- 2) リスクコミュニケーション
- 3) パターナリズム
- 4) 職員の意識不足、知識不足、スキル不足
- 5) 障害特性に応じた対応の困難さ
- 6) 職員の対応の不統一
- 7) 職員の時間、余裕のなさ
- 8) 選択肢の不足
- 9) 理論から実践へ

#### 7) 意思決定を阻むもの

- ・説得的コミュニケーション、リスクコミュニケーションやパターナリズムになりやすい「施設的環境・雰囲気」
- ・職員の意識・知識・スキル不足と時間・余裕のなさは関連が深い
- ・利用者と職員が1対1に陥りやすい職場状況の問題
- ・リスクとセーフティのバランス感覚をつくる必要性がある

#### 8) 現場における意思決定支援の留意点

- ・計画作成と意思決定支援 → 本人参加型の計画作成、多角的なアセスメント、体験利用の促進、チームによる支援
- ・ストレングス視点 →マイナスへの着目からプラスへの着目へ
- ・チーム支援カンファレンスにグループスーパービジョンの利用
- ・相談から始まる意思決定支援
- ・意思表出の適切な言語化
- ・支援者の意思受信の能力
- ・意思の存在と応答に関する確信

#### 9) 意思決定支援の判断根拠について

- ・コミュニケーションを取るためのツールの使用
- ・表情などを観察して意思確認
- ・意思表出を受けて実現
- ・意思形成の支援を行う
- ・実体験、経験、実践後に決めてもらう
- ・周囲に意思決定尊重の環境があること
- ・意思決定をじっくり待つ体制がある
- ・情報提供と選択肢の提供
- ・家族、職員、周囲の人の都合よりも本人の意思の尊重

#### 怒りの目は早く摘み取る

（株）コミュニケーション・デザイン室 櫻井 妙 康

・怒りは、あってあたりまえの感情である。

・ストレスマネジメントをすることで、ストレスと向き合える。

・対処方法はあるけれど、ストレス源をなくさないと解決はしない・・・。

※ストレスとは？という話はあるが、具体的な対処については特になし・・・。この先は、受講して・・・という事のようでした・・・。

#### 研修を終えて

- ・困った時、詰まった時は、基本に立ち返り、支援の流れから。
- ・支援の方向性を定める際は、権利擁護の観点から検討していかなければならない。